

令和6年度特色入試問題

《教育学部》

資料集

目次・資料一覧

資料 1

(出典) Liberman, Z. & Shaw, A. (2018). Secret to Friendship: Children Make Inferences About Friendship Based on Secret Sharing. *Developmental Psychology*, Vol.54, No.11, 2139-2142.

..... 1

資料 2

(出典) 岩宮恵子「思春期と『私の秘密』」『心理学ワールド』78号, 2017年, pp. 21-22.

..... 3

資料 3

(出典) NHK放送文化研究所「デジタル情報空間の汚染にどう向き合うか：深刻化する誹謗中傷の被害と匿名表現の自由を考える」『放送研究と調査』73巻4号, 2023年, pp. 10-11.

..... 5

資料 4

(出典) 池上英子・田中優子『江戸とアバター：私たちの内なるダイバーシティ』朝日新聞出版, 2020年, pp. 151-154.

..... 7

資料 5

(出典) 渡辺重夫「図書館利用記録とプライバシー」塩見昇・川崎良孝編著『知る自由の保障と図書館』京都大学図書館情報学研究会(発行)・日本図書館協会(発売), 2006年, pp. 77-80.

..... 9

資料 6

(出典) 日本図書館協会「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編『「図書館の自由」に寄せる社会の期待：図書館と自由 第6集』日本図書館協会, 1984年, p. 82.

..... 13

資料 7

(出典) 川崎良孝編著『図書館トリニティの時代から揺らぎ・展開の時代へ』京都図書館情報学研究会(発行)・日本図書館協会(発売), 2015年, pp. 304-306.

..... 14

資料 8

(出典) 福井佑介「図書館の自由と学習権」稲垣恭子・岩井八郎・佐藤卓己編著『社会と教育(教職教養講座 第12巻)』協同出版, 2018年, pp. 200-201.

..... 16

資料 9

(出典) ゲオルク・ジンメル, 居安正訳『社会学: 社会化の諸形式についての研究(上巻)』白水社, 1994年, pp. 370-372, 374-375.

..... 20

資料 1

(出典) Liberman, Z. & Shaw, A. (2018). Secret to Friendship: Children Make Inferences About Friendship Based on Secret Sharing. *Developmental Psychology*, Vol.54, No.11, 2139-2142.

ただし、出題にあたり、文章に一部変更を加えている。

Copyright (c) 2018 by American Psychological Association. Reproduced with permission. Secret to friendship: Children make inferences about friendship based on secret sharing. by Zoe Liberman and Alex Shaw

Introduction

Secret sharing may play a particularly important role in friendship, such that patterns of confiding and withholding secrets may provide more information about social structure and intimate relationships than sharing other types of information.

We know that even young children can keep secrets, but it is unclear if they understand that other people can glean social information about friendships based on how secrets are kept and disclosed. Children are more likely to tell their own secrets to people they are close to, and are more likely to keep the secrets of these same people. Children in the early years of school also, rate people who keep secrets as more trustworthy than people who tell secrets, and view the ability to trust someone to keep a secret as an important quality in deciding whether to be friends with that person.

We investigate whether (and when) children understand the broader social significance of secrets. Although children keep their partner's secrets and expect their partners to reciprocate, the fact that the vast majority of this research uses first-person measures (e.g., does a child tell a secret), means that the previous research does not (and cannot) reveal whether children use secret disclosure as a cue to discern third-party patterns of friendship. Children could selectively tell their friend (Person A) a secret without understanding that someone outside of that relationship (Person B) could use that behavior (secret sharing) to make an inference about the child's friendship (with Person A). Third-party measures, on the other hand, which ask how children think about relationships outside of their own interactions, can reveal sophisticated reasoning about friendship early in development. In Study 1, we compared children's reasoning about secret sharing to their reasoning about sharing of physical objects.

Method

Participants: Seventy-one participants were tested in this study, including: twenty-four 3- to 5-year-olds, thirty-one 6- to 8-year-olds, and sixteen 9- to 12-year-olds.

Procedure: Children were introduced to three gender-matched characters, placed in a triangle with a central character on top and two characters on the bottom. Children were told that the top character (main character) shared a personal secret with one of the other two characters, and gave a cookie to the final character. The side of the character who was

told the secret was counterbalanced across subjects. Children were then asked whom the top character was better friends with. Children's choices were recorded as picking either the person who was told the secret or the person who was given a cookie.

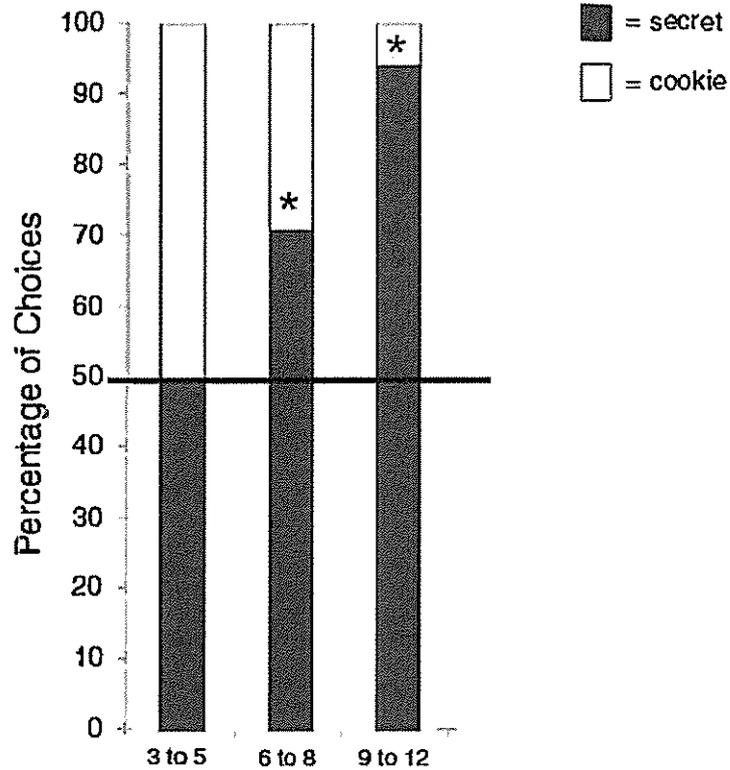


Figure 1. Results of Study 1. The graph shows the percentage of children in each age group of each study who chose each character as the main character's likely friend. Children chose between a person to whom the main character gave a cookie (white bars) or the person to whom the main character told a secret (dark gray bars). Asterisks indicate significant differences according to two-tailed binomial probability tests.

資料 2

(出典) 岩宮恵子「思春期と『私の秘密』」『心理学ワールド』78号, 2017年, pp. 21-22.

思春期は、親や先生など身近な大人に「秘密」をもつようになる時期だ。何かの出来事や体験を秘密にするだけでなく、自分の「感じ方や考え方」を秘密にすることも起こってくる。「自分しか知らない自分」を持つことは「自立」に関わることだからである。

思春期の「秘密」の裏側にはどのような物語が潜んでいるのだろうか。ふたつの事例をもとに考えていこう。

反抗期のなかにある「秘密」

Aくんが小1の頃のこと。「夕飯前なのにチョコ食べたでしょう」と母が指摘すると、「食べてないよー」と目を泳がせる。「ほら!」と母が指で口元のチョコを拭って見せると、「へへへ」と笑う。怒られることがわかっているから、禁を犯した自分を「秘密」にするため「食べてない」という「うそ」が口から出てくるのだ。これは、ごくシンプルな「子どもの意識」での「うそ」である。ところが「秘密」にもさまざまな段階がある。

Aくんは中学生になった。ある日、夕食前にチョコを口の横につけているのを母に指摘された。小

1のときと同じだ。彼は「食べてないし」と不機嫌な声を出した。「うそ!」「食べてねーし」「どうしてそんなうそをつくの!」というやり取りの挙げ句、彼は「うるせー!」と大きな音を立ててドアを閉め、出ていった。

実は、小学生のときも今回も、このチョコは母親と関係の悪い祖母が彼に与えたものだった。母は子育ての方針をなし崩しにする祖母のことを腹立たしく思っていた。祖母はお小遣いやお菓子で子どもの関心をひこうとする。どんなにやめてくれと頼んでも取り合ってくれない。夫も「別にいいじゃないか」と味方してくれないなか、自分の信じる子育ての筋を通そうとする緊張感が母親にはあった。母親からすると、祖母からチョコをもらったのは明らかなのに、それを言わないということは、Aが祖母の側についているとしか思えなかった。その怒りと強烈な淋しさからAくんの「うそ」が許せなかったのである。

一方、Aくんは幼いころはわからなかった家のなかでの母と祖母との葛藤をこのところヒシヒシと感じるようになっていた。母が自

分のために一生懸命だということもわかるが、祖母と居るとほっと気が抜ける。でも、それが母にとっては不愉快なことだということも今はわかる。だから、チョコをご飯前に食べたという「秘密」がばれることは、母よりも祖母を優先したという、「罪」が明らかになるという意味も含まれてくる。口の周りに証拠を残したという自分の痛恨のミスが祖母と母の争いの種になるのは嫌だという想いもあり、Aくんはうそを突き通そうとしたのである。しかしその結果、余計に家の空気は悪くなってしまった。

彼は、母に対して悪いという想いもあるがゆえに「うそ」をつかねばならなかったのだ。なのに母は執拗に自分を追い詰める。そんな母に腹が立つ。でもこんな気持ちを言葉でうまく表現できないのが、思春期だ。Aくんやりの母親に対しての思いやりもその「うそ」には含まれているのだが、大人の側も、自分の孤独と淋しさにいっぱいいっぱいになっていると、思春期の子どものそんな気持ちに気づくのは難しい。

家庭の緊張を自分がおどけるこ

とで緩和させていた感受性の強い子が、家のなかにある葛藤のありようをはっきり意識するようになると、道化役は苦しくなる。しかもこのような感じ方や考え方をするようになっていくことは、誰にも言えない「秘密」になる。いや、「秘密」という自覚はないかもしれないが、大きな固まりを胸に違和感として抱えているため、不機嫌で怒りっぽくなってしまふ。子どものころは、自分の気持ちの動きなど無自覚に、ただ何となく感覚的、反射的に行動していたのに、思春期に入って意識的な自分が生まれるということは、このような苦しみも生むのである。

「秘密」という荷物

Bさんは登校のとき、荷物の量がとてつもなく多い。大きなリュックを背中に背負い、手提げカバンもふくらんでいる。

ある日、彼女が何よりも大切にしている小説の創作ノートが消えた。パニックを起こした彼女は友人たちを疑って問い詰めたが、結局、ノートは彼女の手提げカバンの底から発見された。それ以降、彼女は学校の居心地が最悪になってしまった。

彼女は時代遅れなほど真面目で固い家族で育った。ところが中学校に入ったころから、彼女は家では悪とされている漫画やアニメに強烈に惹かれるようになってきた。そのような趣味自体、家族には「秘密」だったが、あるとき友人から借りた漫画（BL）を発見され、泣いて懇願したが、激怒した両親に捨てられてしまったのだ。

お小遣いもなかったBさんは、親の財布からお金を抜き取り、漫画を買って友人に返した。お金が減っていることに気づいた親に問いただされたが、平気な顔でうそを突き通した。お金を抜き取った

ことに彼女は罪悪感の欠片もなかった。借りた漫画を親に捨てられてしまったということを友人に「秘密」にするためには、それしか方法がなかったのだから。そしてそれからというもの、自分が好きなものは絶対に家族に知られてはいけなと、すべての「秘密」をカバンに詰めて登校するようになっていたのである。

家のなかで安心して「秘密」がもてないとき、子どもは外にその「秘密」を持ち出すしかない。そして彼女のように秘密を具体物として家の外に持ち出すと、なぜか一番、大切なもの（彼女の場合はノート）を見失ってしまうという出来事がよく起こる。大事な日記を持ち歩いていたら、それを落とし、拾った男子にみんなの前で音読されたことをきっかけに不登校になった子もいた。自分の大事な「秘密」が常に他者によって脅かされているという強い不安のため、「秘密」を守るために必死になっているエネルギーが逆に不注意を呼び、このような出来事を招いてしまうように思う。

ところで、彼女は自分の書いた小説が新人賞をとったと周囲の子たちに話していた。そういう事実がないことが明らかだったため、Bさんはうそつきだと、以前から不信感をもたれていた。このような誇大的な自己イメージに酔っている自分を「中二病」だな……と客観視している子もいるが、Bさんにはそのような余裕はなかった。彼女は頭のなかでの「中二病」的な自己イメージを「秘密」にできず、事実として公開していたのである。それは他者からは「うそ」を言っているとしか思えない。家族に「秘密」にするためのころのエネルギー消費量が多すぎたため、脳内で広がっている

イメージを「秘密」にすることができなかったのだ。「秘密」を持つことが許されず、適切な守りが薄いなかで育ち、自分のことが好きになれない子ほど、このような「うそ」が生じてくるように思う。

このBさんの例よりもはるかに大変な家族の「秘密」や、自分自身についての重大な「秘密」を抱えている子もいる。子どものころでは抱えきれないほどの「秘密」があると、その子は外の世界との接触場面で「うそ」をつかねばならないが増える。「うそばかりつく子だ」と問題視されている子の裏に、言葉にできない大きな「秘密」が存在している可能性があることも忘れてはならない。

貝の中にある「石」

臨床心理学者の河合隼雄は、「秘密は、貝の中に投げ込まれた石みたいなものだ」と語っている。貝（人間）にとっては、石（秘密）は異物だけれども、それをずっと包んでいくことで真珠ができあがる。（そして、石がない人は真珠もできないただの貝だと。笑）。しかし、石が大きすぎると、真珠もできず貝も壊れてしまう。石は、素晴らしい真珠を生むかもしれないし、深い傷を負わせるかもしれないのだ。

Aくんは家庭内の葛藤を体験するなかで、繊細な配慮のできる奥の深い人間になれるかもしれないが、人との関係が濃くなるのを避けたくするような傷を受けるかもしれない。Bさんも人の共感を呼ぶ創作物を生み出せる人になれるかもしれないが、人を信用できず自分の好きなものを安心して好きと言えない苦しさを抱え続ける危険もある。このような「秘密」の両面的なありようをしっかりと承知しながら、私たちは自分の秘密とつきあっていくしかないのだ。

資料3

(出典)NHK放送文化研究所「デジタル情報空間の汚染にどう向き合うか：深刻化する誹謗中傷の被害と匿名表現の自由を考える」『放送研究と調査』73巻4号，2023年，pp. 10-11.

ただし、本文内にある注の内容は本紙では省略している。

デジタル時代における匿名表現の“可能性”と“危険性”とは、どのような性質を持つものなのか。匿名表現の自由について研究している総務省職員の海野敦史氏は、個人の研究として発表した論文¹⁹⁾で、アメリカの学会における匿名言論の評価について、利点と問題点に分けて整理している。前述のように日本の発信者情報開示は、アメリカの学説や法律を参考に制度設計された経緯があるため、先行研究の整理は示唆に富んでいる。海野氏がまとめた匿名言論の利点と問題点を以下に要約した。

挙げられた「匿名言論の問題点」の多くは、SNSの普及をはじめとする急速なデジタル化に伴って急激に増大し、誹謗中傷をはじめとするさまざまな社会課題として顕在化している。それに比べて「匿名言論の利点」については、学識者の間では論じられていても、一般社会ではそれほど意識されていないように感じる。こうしたギャップがある中、問題点ばかりが顕在化していくことは、ネット上の匿名発信の規制を求める意見が社会の中で増えてきてもおかしくない、危うさをはらんでいる。

海外では、実際に匿名表現に対する直接規制が行われている例もあり、表現の自由に対する重大な影響が出ていることが報告されている。

このうち韓国では、ネット上の攻撃的な投稿や誹謗中傷などを抑えるため、2004年からインターネットの選挙掲示板の利用者を対象に、そして2007年からは一般掲示板も対象に、利用者の本人確認を義務付ける「インターネット実名制」が導入された。表現の自由の保障という観点から、規制に対する批判の声が多かったことはもちろんだが、研究者らの分析によると、誹謗中傷などネガティブな表現を含む投稿の抑制効果は部分的・限定的だったのに対し、全体の投稿数は明らかに減少し、実名を義務付ける規制が表現行為を萎縮させる方向に作用したことが報告されている。こうした中で2012年8月に、憲法裁判所(=最高裁)が規制自体を違憲と判断し、実名制は廃止された²⁰⁾。

また、ロシアでは、ネット上の匿名表現への法規制が政府の言論統制に悪用されていると指摘されている。マレーシアでも、偽情報を発信した者に刑事罰を科す法律が制定され、

(匿名言論の利点)
①萎縮しないで本音を言いやすくなる 言論の総量増加、思想の自由市場が発展
②少数意見や内部告発などが可能に 民主主義の過程で貴重な役割を果たす
③言論に伴って受けるおそれのある報復・脅迫 などのリスクから言論者を保護
④偏見に基づく誤った理解を防止 実際の表現内容のみで趣旨が理解される
(匿名言論の問題点)
①思想などが同じ者どうしのフォーラム形成 異なる思想の排除に傾斜しがち
②不誠実な表現活動と虚偽の情報拡散 説明責任なく健全な政治システムの対極に
③ハラスメント・差別など有害行為を助長 マイノリティー集団の議論参画の機会減少
④違法行為の隠れ蓑として利用されるリスク 名誉毀損などの違法な言論も放置されがち
⑤内容の妥当性や信頼度を判断するため言論者 の経歴・素性を知るのに追加的負担

(海野敦史氏の論文より抜粋要約)※

※海野敦史「匿名表現の自由の保障の程度—米国法上の議論を手がかりとして—」(『情報通信学会誌』37巻1号、p.3)

政権に批判的な主張が抑圧されたと伝えられている²¹⁾。

以上のような弊害も考えると、匿名表現の自由に対する直接規制を行うことは、きわめて慎重に検討しなければならない。しかし、その一方で、匿名表現の自由は、いかなるときでも完全に保障されることを前提にすることもできない。この点について海野氏は、匿名表現の自由の保障は、絶対的なものではなく、憲法13条の「公共の福祉」に基づく制約を受けると指摘する。そのうえで、「匿名で表出された表現物の内容が名誉毀損等に該当し、他人の基本権に関する法益を著しく害すると認められる場合に、その表現自体が『公共の福祉』に基づく制約を受ける。このとき、当該他人との関係において、民事上又は刑事上、侵害の主体となる表現者を特定する必要性が生じ得ることから、その限りにおいて、匿名性も制約されると解することが合理的である」と述べている²²⁾。

「公共の福祉」に基づく制約は、どこまで許容されるのか。「匿名者の表現の自由」と「権利侵害を受けた被害者の権利」の比較衡量を個別に判断していく際の基準をどのように定めるかが、重要となる。

資料 4

(出典) 池上英子・田中優子『江戸とアバター：私たちの内なるダイバーシティ』朝日新聞出版、2020年、pp. 151-154.

ただし、圧題にあたり、文書に一部変更を加えている。

しかし、人間はその生きてきた道のりに、経路依存的にさまざまな社会的ネットワーク、発達のなかで培ってきたさまざまな条件、認知的経験の束とその記憶を、するすると引きずって生きている。一般的に経路依存的にひきずってきた社会的または記憶「構造」に逆らって何かをなすのはそんなに簡単なことではない。だからときどき私たちは、心理的に人生のどん詰まりに入ったような気がして悩む。社会的なしがらみに悩むこともあるし、他者が自分に貼るレッテルにそれは違おう、とムカツとしたりする。一体どうしたらそんな行き詰まりから自分を変え、素敵な分身「アバター」を創発することができるのだろうか。

そのキーワードはまさに「パブリック圏」にある。

どのコミュニケーションの場を選ぶのか。それが無いのなら、どんなコミュニケーションの場をつくるのか。昔のような生まれ落ちた場所や地位から動くことがそんなに簡単でなかった時代とは違う。情報もネットでかなりのところまで、どんなひとにも手に入る時代になった。だから、たとえ10年家に引きこもっているひとであつても、昔とは違い、世間の情報はネットやテレビからかなり入ってきている。もちろんそれで十分というわけではないが、自分の好みに合うような、どんなパブリック圏に参入するか、これは個人にとってかなり選択の余地があるし、決断の問題だ。「パブリック圏」とはコミュニケーションの「場」であるから、自分が厭^{いや}だなあとと思う所とは付き合わなくてもよい。無理をして参加していると、自分も好きになれない「アバター」が育ってしまうかもしれない。もしすぐに離脱するのが無理な場合はざらりと水のような交わりに止め、とりあえず他のネットワークを開拓し、そちらでの「アバター」を育てて、生活の比重を移動していけばいい。江戸の俳諧の「場」のように好きな仲間をつくって、そこに合った「アバター」をつくっていく。この、「アバター」をつくる」ということ自体が「創発」だ。

「パブリック圏」は変化が起きる領域だといえる。その場で、何かしら行為を起こすことによつて、新しい「創発」が生まれるのだ。こうした結果、新しい「アバター」が、自分の脳のなかに育ち始めるようになる。「アバター」は自己の中身の問題だ。そのように、「パブリック圏」を「選択する」にも、自分の納得する「場」ができないのならば、自らで「つくる」ことにすればよい。どんな「パブリック圏」を構築していくか。自らの勉強のためにつくるのか。ご近所仲間をつくるのか。そうしたことで、「自分と他者」の距離を、自分自身が決めていくということに繋げていくのだ。

もしも、隠れ家的な「パブリック圏」と社会的カテゴリーを横断するような、柔らかい「ひとの繋がり方」、そして、アイデンティティ形成の「場」を、この現代に求めるとしたら、そこは、どこになるだろう——。言うまでもなく、そこはインターネットウエアの世界だ。社会学者としてアプローチするにあたって、とりわけ私は、自分が見つめ続けてきた、あの江戸時代のように、自由に仮名を使いながら、各自が自分でない名前を駆使し、自分とは異なるアイデンティティに^{おぼ}即り^ま生きている世界に着目した。そう、それが「アバター」だった。

資料5

(出典) 渡辺重夫「図書館利用記録とプライバシー」塩見昇・川崎良孝編著『知る自由の保障と図書館』京都大学図書館情報学研究会（発行）・日本図書館協会（発売），2006年，pp. 77-80.

ただし、出題にあたり、文章に一部変更を加えている。本文内にある注の内容は本紙では省略している。

こうした事情を背景として、1970年代初頭より憲法学を中心に知る権利論の研究が進み、判例での積み重ねもあり、今日では、知る権利は、現代憲法が規定する人権のカatalogに組み込まれる重要な権利として位置づけられるようになってきた。1979年に改訂された現行の「図書館の自由に関する宣言」は、基本的には、こうした知る権利論の発展の系譜を受け継いだものである。それだけに、宣言に規定された介入排除権、図書館資料請求権という2つの原則は、図書館を経由して豊かな情報の流れを確保することにより、国民の知る権利を保障しようとの考えに基づくものである。

しかし、図書館を経由して豊かな情報の流れが確保されたとしても、その情報（資料）入手に関する情報、いわば図書館利用記録が、本人の知らないまま他者へ流出するなら、利用者は、図書館利用に関し抑制的にならざるを得ず、自由な利用を妨げられることになるであろう。

なぜなら、図書館資料の入手という行為は、利用者にとっては、自己の思想形成の過程を表す行為の一部であり、各人の私的領域の一部を形成する分野でもある。それだけに、どんな資料を入手したのかについて、他者から（とりわけ公権力から）詮索されないことは、図書館資料の自由な入手を担保する重要な要件の1つなのである。そのため宣言は、図書館は、こうした利用記録を外部に漏らさないことを図書館の責務として内外に明らかにした。「図書館利用者の秘密の遵守」規定がそれである。図書館を経由して情報を入手する権利（知る権利）を、利用記録の秘密の遵守を通じて確保しようとするものである。

しかし同時に、こうした図書館利用記録は、利用者のプライバシーに属する情報でもある。そこで本稿では、図書館利用記録をプライバシー情報とする立場から、宣言に盛り込まれた考えをベースに、図書館利用記録の保護を通じて、国民の自由な図書館利用について論じようとするものである⁴⁾。

(中略)

わが国の図書館界において、図書館利用者のプライバシーの問題が登場するのは、戦後数年を経た1950年前後のことである。この頃、国際政治が冷戦体制へ組み込まれるなかで、アジアにおける「反共の防壁」としての日本の役割が急浮上し、いわゆる「逆コース」といわれる政治潮流へとわが国政治は転換を始める。そうした潮流の1つが、占領解除後の治安維持体制の法的措置としての破壊活動防止法（破防法）の制定（1952年）である。こうした動きと前後して、「レッド・パージ」（1950年）に象徴される国民の思想・表現に対する抑圧が相次ぎ、国民の間にも懸念が高まってきた。こうした思想・表現に対する抑圧は、当然図書館にもおよんでくる。埼玉県秩父市では、破防法の反対運動をしていた中島健蔵氏を囲む座談会にかかわって、警察官が同市図書館に立ち入るといふ事件も起きた。

こうした当時の政治風潮について、草野正名は、思想や表現の自由に対する抑圧への懸念とともに、「全国的に公共図書館の間では取締当局等による閲覧票の調査、ホールの使用団体の調査などの申し入れが多発」しており、そうしたことに公共図書館が追随したなら、「公共図書館利用者の読書の自由のみならず、公共図書館活動自体にとって主体性、中立性の根本が侵害されるのではないかという危懼も生まれつつあった」ことを述べている⁹⁾。

こうしたなか、日本図書館協会は、破防法施行1か月後の1952年8月を期して、「図書館と中立についての討論を提案する」と題する誌上討論会の開催を提起した。その提起のなかで、「閲覧票を官憲により、法的な根拠なくして呈示を要求された場合、明らかに閲覧票に書き込まれてある事実が本人に不利益となる場合には、これの呈示を拒否すべきであろうか。基本的人権の侵害となるような行為を図書館がなすべきであろうか」という問いかけをしている¹⁰⁾。そこでは未だ、「プライバシー」ということばは使われてはいないが、図書館利用記録（閲覧票）の外部（捜査機関）への流出が、「基本的人権の侵害となるような行為」の1つとして捉えられていたことは、極めて重要なことである。また同誌には、「思想問題について警察が閲覧証を調べに来ればどうするか」

という提起もすでにされていた⁷⁾。

こうした考えの背後には、戦前・戦中において、図書館利用記録が特高警察により、思想調査に利用されたことに対する反省がある。例えば、『埼玉県立浦和図書館 50 年誌』には、「浦和警察署巡査部長特高視察係岩波書店発行雑誌『教育』の読者調査依頼につき来館」(1944 年 6 月 29 日)との記述がみられる⁸⁾。あるいは、戦前、石坂洋次郎の代表作『若い人』は、その一部が不敬罪・軍人誣告罪にあたるとしてある右翼団体から検事局に告訴されていたが、そうしたとき(1938 年)、石坂洋次郎の故郷・青森県の弘前図書館では、弘前署の刑事が同館を訪れ、『若い人』の中学生閲覧者を調べることが行われていたのである⁹⁾。

事実その後、破防法成立を契機に、公安警察的手法の捜査が、国民の図書閲読にまで延びてくる。例えば、1955 年に出された『日本の警察』には、次のような事例が紹介されている。

東京で開かれた日本婦人大会では、富山県の代表が、労働組合の中にできた“平和サークル”の人を刑事が尾行していることや、書店で買う本の調査までおこなわれていることを、訴えていたけれども、こういう事例は氷山の一角にすぎないであろう。読書調査の事例は、一昨年の暮以来、ときおり明かるみに出されているが、先日も、警察官が書店へ雑誌『平和』や『世界』などの購読者の名を調べに来た事例について、岩手県の一農民が新聞に投書していた^{10) 11)}。

(中略)

わが国図書館界において、図書館利用者のプライバシー権が大きな問題として取り上げられるのは、図書館サービスが活発化していく1970年前後のことである。たとえば1960年代中葉には、「中小公共図書館こそ公共図書館である」との考えのもと、公共図書館の本質的、基本的、核心的な機能を「資料提供」と捉える報告書（いわゆる『中小レポート』）が出される¹⁴⁾。1965年には日野市立図書館が開館、そこに象徴される貸出冊数の驚異的増加、そうした図書館論と図書館活動のなかで、資料提供と一体関係にある「貸出方式」に関しても、プライバシーへの配慮がなされるようになってきた。

たとえば、『貸出しと閲覧』（1966年刊行）のなかには、ニューアーク式の短所として、「ブック・カードに番号とはいえその図書を借りた利用者の記録が残っていて、後からの利用者に見られること。番号であればまだよいが、ブック・カードに利用者の氏名など書く館があるが、全く利用者の心理を知らない無神経なやり方である」¹⁵⁾との指摘があり、貸出方式におけるプライバシーへの配慮の必要性を指摘している。また、1970年出版の『市民の図書館』（日本図書館協会）は、図書館利用を阻害している要因の1つに「利用者個人の読書傾向を図書館がみているのではないかという心理的な負担」があることをあげ、この負担を取り除くために、図書の「返納後は記録が一切残らない」¹⁶⁾方法をとるべきことを提起した。

資料 6

(出典) 日本図書館協会「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編『「図書館の自由」に寄せる社会の期待：図書館と自由 第6集』日本図書館協会，1984年，p. 82.

貸出業務へのコンピュータ導入に伴う 個人情報の保護に関する基準

社団法人 日本図書館協会
1984年5月25日総会採択

私たちは「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」において、「図書館は利用者の秘密を守る」ことを誓約した。さらに、1980年5月に採択した「図書館員の倫理綱領」においても、このことを図書館員個々の共通の責務として明らかにした。

近年、各図書館においてコンピュータがひろく導入され、貸出業務の機械化が進行している。これに伴って他の行政分野におけると同様、個人情報に、利用者の関心が向けられつつある。

コンピュータによる貸出しに関する記録は、図書館における資料管理の一環であって、利用者の管理のためではないことを確認し、そのことに必要な範囲の記録しか図書館には残さないことを明らかにして、利用者の理解を得るよう努めなければならない。さらに、コンピュータのデータは図書館の責任において管理され、それが目的外に流用されたり、外部に漏らされたりしないこと、そのために必要な方策を十分整理することがぜひ必要である。

コンピュータ導入は、大量の事務処理を効率的に行う手段であって、この手段をいかに運用するかは図書館の責任である。いかなる貸出方式をとるにせよ、利用者ひいては国民の読書の自由を守ることが前提でなければならないことを再確認

し、その具体化にあたっては、以下の基準によるべきことを提言する。

- 1 貸出しに関する記録は、資料を管理するためのものであり、利用者を管理するためのものではないことを前提にし、個人情報に外部に漏れることのないコンピュータ・システムを構成しなければならない。
- 2 データの処理は、図書館内部で行うことが望ましい。
- 3 貸出記録のファイルと登録者のファイルの連結は、資料管理上必要な場合のみとする。
- 4 貸出記録は、資料が返却されたらできるだけすみやかに消去しなければならない。
- 5 登録者の番号は、図書館で独自に与えるべきである。住民基本台帳等の番号を利用することはしない。
- 6 登録者に関するデータは、必要最小限に限るものとし、その内容およびそれを利用する範囲は、利用者に十分周知しなければならない。

利用者の求めがあれば、当人に関する記録を開示しなければならない。

資料7

(出典) 川崎良孝編著『図書館トリニティの時代から揺らぎ・展開の時代へ』京都図書館情報学研究会(発行)・日本図書館協会(発売), 2015年, pp. 304-306.

ただし、出題にあたり、文章に一部変更を加えている。本文内にある注の内容は本紙では省略している。

このOCLCの調査結果を踏まえて、図書館の専門家がインタビューに答えて意見を述べている。例えば、「21世紀の図書館におけるプライバシーと情報の自由」⁴⁹⁾を執筆したサラ・ヒュートン＝ジャンは次のように書いている⁵⁰⁾。

人びとは何らかのサービスが見返りに得られるならば、一定のプライバシーを諦めてもよいとますます考えるようになってきている。私の図書館の目録には「私の読書履歴」という部分がある……。利用者はそれを利用できるが、もし連邦捜査局がその気になれば、捜査局もその情報にアクセスできるし、連邦捜査局はそれを願っている。「私の読書履歴」を欲しない利用者はほとんどいない。そして、「あなたが除去しない限り永久に保存され、もし法執行機関が求めれば、図書館は提供しなくてはならない」といっても、利用者は「私は気にしない。私は何も悪事を行っておらず、問題はない」という。……図書館員は依然としてプライバシーを気に掛けているようだが、だれもプライバシーを気にしてはいない。

またプライバシーとセキュリティに造詣の深い法律家キース・エンライトは次のように考えている。100人の図書館利用者に「あなたの図書館利用が追跡されていると気にしますか」と問うと、おそらく99人は「もちろん気にしません。重大なことです」と答えるだろう。しかし続いて、「あちらの5台のコンピュータは検索内容が追跡されませんが、5人が待っています。こちらの15台は追跡され、法執行機関の召喚状の対象になるかもしれませんが、いますぐ使えます。どちらのコンピュータを希望しますか」と問うと、大多数の人は「私は何も悪いことをしていないし、待つのは嫌なので、今すぐ使えるコンピュータ

を利用します」と応えるだろうと類推している⁵¹⁾。これは例えてみれば、図書館がプライバシーに関する方針を作成するのは重要ですかと問うと、多くの人が「重要」と答えるだろうが、図書館のウェブサイトを示されたプライバシーに関する方針に目を通す人が非常に少ないのと同じである。

シモンズ・カレッジのウェブと電子資源を担当する図書館員メガン・フォックスは、次のように述べている⁵²⁾。

普通の利用者は自分が借りたすべての図書のリストを図書館が保存するのを望むだろう。というのは少々のプライバシーを手放すことで、2年前に読んだ著者の本を思い出そうとしたときに、借りたすべての図書のリストがわかるからである。図書館学の学生はこの問題を気にかけ、論争的な問題と考えている。

(中略)

一方、とりわけWeb 2.0、Library 2.0という電子環境下にあって、企業はいつそう消費者の個人情報を求め、企業活動に活用しようとしてきた。出版関係者にとって、個人の図書購入(図書館からの貸出)情報は非常に魅力的なものである。それだけでなく、利用者自体も利便性やより役立つサービスを求めて、個人情報を提供する傾向にある。そして、年齢によるプライバシーへの期待度は相違し、また図書館員と住民の間でもプライバシーへの認識や期待についてかなりの差がでてきている。

資料 8

(出典) 福井佑介「図書館の自由と学習権」稲垣恭子・岩井八郎・佐藤卓己編著『社会と教育 (教職教養講座 第12巻)』協同出版, 2018年, pp. 200-201.

ただし、本文内にある注の内容は本紙では省略している。

現在の公立図書館に、広範囲に影響を及ぼした現象として、いわゆる「近代公立図書館」という制度や思想を紹介しておきたい。近代公立図書館の制度的要件は、(1) 公費で運営され、(2) 無料制を採用し、(3) 公開されていることである。ここに、運営の根拠や持続性の観点から、(4) 法的根拠が含まれる場合もある。

近代公立図書館は、1854年に開館したボストン公立図書館によって制度的に完成した。川崎良孝が明らかにするには、1731年に設立されたフィラデルフィア図書館会社によって、「図書館における近代」が成立した。この会員制図書館は、アメリカ建国の父のひとりとしてよく知られているベンジャミン・フランクリン (Benjamin Franklin) によって設立された。そのため、フィラデルフィア図書館会社は、フランクリンの政治的プラグマティズムと連続していた。定款や蔵書を検討すれば、自己の探究が可能な人間観を前提に、自然科学・人文科学・社会科学を網羅した全般的な蔵書で構成されていたことが分かる。これは、一世代前に影響力をもった、トマス・ブレイ (Thomas Bray) による各種の図書館が、神学的な人間観や学問観から構成されていたこととは対照的であった⁽¹⁾。

そして、ボストン公立図書館が近代公立図書館として成立した。この図書館は、それまで多く見られた、会員制図書館や商事図書館などを含むソーシャルライブラリーや学校区図書館の限界を乗り越え、民主制にとっての意義を強調しながら、設立された。その思想的根拠を端的にまとめるとすれば、次のようになる。民主主義社会は、人々が情報に基づいて判断を下すことを前提としている。そのため、公的義務として、判断力を開発するための働きかけを行い、判断を下すための材料となる資料を住民の手近におくことが不可欠である。また、経済状態の相違によって、アクセスすることができる情報に差が生じるとすれば、真に民主主義が機能しているとは言えない。このことから、公費で支えられる公立図書館が、誰にでも公開され、無料制を採用していることは、民主主義社会の基本的前提として不可欠なのである。また、ホレーズ・マン (Horace Mann) による公教育の整備を受けて、学校卒業後の自己教育を担う教育機関という位置づけも強調されていた。そのため、すべての人への公開を原則としながらも、この頃の公立図書館は基本的に成人を対象にしており、児童を本格的に対象に含めるのは、1890年代以降のことであった⁽²⁾。

秘密の社会的な役割を規定するこれらのすべての契機は、個人的な性質をもっている。しかし人格の素質と複雑さが秘密を形成する程度は、同時にまたその人格の生活が置かれている社会構造にも依存している。ところでこのさい決定的なことは、秘密が第一級の個人主義化の契機であり、しかも典型的な二重の役割においてそうであるということである。すなわち第一に、強い個人的な分化状況の社会的な状態は、高い程度において秘密を許し、さらにそれを要求するということであり、第二に、逆に秘密はそのような分化状況を支え、さらにそれを高めるということである。封鎖された小さな圏での秘密の形成と保持は、すでに技術的に困難となるであろう。なぜなら各人が各人と近い関係にあるからであり、頻繁で親密な接触が暴露へのあまりにも多くの誘惑を必然的にもなうからである。しかしこのばあい秘密もまた、いちじるしい程度においては必要とされない。なぜならこの社会的な形成は、つねにその諸要素を平準化するからである。しかし存在と行為と所有のかの特別性は、その維持のために秘密という形式を必要とし、その社会的な形成に反抗する。

(資料 9 終わり)

ところで秘密のこの魅力と独特の仕方て結びつくのが、その論理的な対立物、漏洩ろうえいの魅力である。——明らかにこの魅力も少なからず社会学的な性質をもつ。秘密は緊張を含んでおり、この緊張は秘密が明らかにされた瞬間に解消される。この瞬間は秘密の発展における重大な変転をなし、秘密のすべての魅惑はなおいま一度そこに集まり、そこで絶頂に達することとなる。——これは浪費の瞬間が、客体の価値をきわめて尖鋭化して亨楽させるのと同じである。すなわち貨幣所有によってあたえられた力の感情は、浪費者の心にとっては、彼がこの力を手放す瞬間にもっとも完全に、もっとも喜ばしく集中する。秘密もまた、それを漏らすことができるという意識、そしてそれによって運命の転回と驚きへの、喜びと破壊への力を、たとえおそらくはこれがたんに自己破壊への力にすぎないとしても、手中に握っていると意識によって支えられている。それゆえ漏洩の可能性と誘惑とが秘密をめぐってちらつき、深淵の魅力にも似た告白のこの内的な危険が、発見されるという外的な危険ともつれあっている。秘密は人びとのあいだに限界をもうけるが、しかし同時に漏洩あるいは告白によってその限界を破るといふ魅惑的な刺激をもあたえる。——この刺激は、倍音のように秘密の内的な生命にともなう。

それゆえ秘密の社会学的な意義が、その実際の規模やその現実化の様式をはじめて見いだすのは、秘密をまた心中に保持しようとする主体の能力あるいは傾向においてであり、あるいはまた漏洩への誘惑にたいする主体の抵抗もしくは弱さにおいてである。これらの二つの関心、つまりは隠蔽への関心と暴露への関心の対抗から、人間的な相互関係の色彩と運命とが、それらの全領域をつらぬいて発している。われわれが以前に明らかにしたことには、人間のあいだのいっさいの関係は、いかほどに秘密がそこに、あるいはそれをめぐって存在するか、そのひとつの特性化を示す。してみれば関係のいっさうの発展はこの点においては、秘密を固持するエネルギーとそれをなおざりにするエネルギーとの混合の程度によって規定される。——前者のエネルギーを支えるのは、実際的な関心と秘密そのものの形式的な魅惑とであり、後者のエネルギーを支えるのは、秘密保持の緊張を長く保つことのできない無能力であり、そして秘密のなかにいわば潜在的な形式において横たわっている優越性であり、さらにまたしばしば他方においては告白の喜びであるが、前者の優越性は、暴露の瞬間にはじめて感情にとつては十分に現実化されるのにたいし、後者の告白の喜びは、かの力の感情を否定的および倒錯的な形式において、自己卑下と悔恨として含むことありうる。

(17ページへ続く)

二人の人間あるいは二つの集団のあいだのあらゆる関係は、そこに秘密が存在するか否か、さらに秘密がどれほど存在するかの問題によって性格づけられる。それというのも他方が秘密の存在に気づかないばあいださえ、いずれにせよそのことによって隠蔽者の行動が、それゆえにまた関係の全体が、やはり変化させられるからである。* 社会の歴史的な発展を多くの部分において特色づけるのは、以前の公然たるものが秘密という避難所へ入りこむということであり、そして逆に以前の秘められたことがこの避難所なしにすますことができ、公表されるということである。——このことは精神のかの別の進化に比較される。すなわち最初は意識して遂行されたことが無意識的・機械的な習慣へ下降し、そして他方では以前の無意識的・本能的なことが意識の明へ上昇するということである。このことが私的な生活と公的な生活のさまざまな形成にいか分配されるか。最初はしばしば秘密が不適當かつ未分化に、あまりにも広範にひろがりすぎていたのに、他方においては多くのものにとっての隠蔽の有用性がようやくのちに承認されることによって、右の進化がいかにますますより合目的な状態となるか。秘密の量がその結果において、その内容の重要性もしくは無効性によっていかに変容をこうむるか。——これらのすべては、すでにたんなる疑問としても、人間の相互作用性の構造にとつての秘密の意義を明らかにさせる。

それについては秘密のさまざまな倫理的な否定性によって欺かれてはならない。それというのも秘密は一般的な社会学的形式であり、これはその内容の価値意義の上になつた中立的にそびえるからである。それは一方においては最高の価値を受けいれる。高貴な心をもつ者の繊細な羞恥がそうであり、彼は彼の最高のものが賞賛や報酬によって支払われないように、まさにそれを隠蔽する。というのもそれが支払われれば、それによって人はいわば代償を所有するが、しかし本来の価値そのものをもはや所有しなくなるからである。他方において秘密はなるほど悪事と直接には関連しないが、しかし悪事は秘密と直接に関連する。なぜなら不道德なことは明白な理由によって隠蔽される——多くの性的な違反のように、その内容がいかなる社会的な疑念も見いださなければあいださえ——からである。

(中略)

(18ページへ続く)

資料9

(出典) ゲオルク・ジンメル, 居安正訳『社会学: 社会化の諸形式についての研究 (上巻)』白水社, 1994年, pp. 370-372, 374-375.

ただし、出題にあたり、文章に一部変更を加えている。本文内にある*の内容は本紙では省略している。

絶対的な知識や心理学的なすべての吸収というたんなる事実、先行する陶醉さえなくわれわれを興ざめさせ、生きいきとした関係を麻痺させ、その関係の継続をなにかもとも無意味なものと思わせる。これは、完全に外的な以上の意味においては無恥な献身のもつ危険であり、親密な関係の無制限な可能性は人を惑わせてそこへ導き、それどころかその献身はたやすくある種の義務と感ぜられさえする。——自己の感情の絶対的な確実性がまったく存在しないところにおいては、とりわけそうである。そして他者に十分にあたえていないという心配は、他者にも多くをあたえることへと誘惑する。受領と授与という意味での相互の配慮のこの欠如において、たしかに多くの夫婦関係は破滅する。すなわち魅力のない陳腐な慣れへ、もはや驚きのいかなる余地もない自明へと墮落する。関係の稔り豊かな深さは、表明されたそれぞれの最後のものの背後になお究極的なものを予感し、それに敬意を表し、人を魅惑して確実な所有をも日々新たに獲得させるが、このような深さは、かの繊細さと自制との報酬であるにすぎない。そしてこの自制は、全人格を包括するもつとも緊密な関係においてさえ、なお内的な私有財産を尊敬し、疑問への権利を秘密への権利によって制限させる。

このすべての組合せを社会的に特色づけるのは、ある者の秘密が他者によってある程度まで承認されているということであり、意図的あるいは無意図的に隠蔽されていることが意図的あるいは無意図的に顧慮されるということなのである。しかし隠蔽行為の意図は、暴露の意図がそれと対立するやいなや、まったく異なった強度をもつ。そのばあい成立するのは、かの故意の隠匿と偽装、第三者にたいするいわば攻撃的なかの防御であり、これがはじめて本来は秘密とよばれる。

この意味における秘密、つまり消極的あるいは積極的な手段によって支えられた現実の隠蔽は、人類のもつとも偉大な達成のひとつである。幼稚な状態においては、あらゆる考えがたちまち言いあらわされ、あらゆる企てがすべての人の目につきやすいが、この状態にたいして生活の途方もない拡大が秘密によって達成される。なぜなら生活の多種多様な内容は、完全に公開されたばあいにはけっして現れることができないからである。秘密は、公然たる世界とならぶ第二の世界のいわば可能性をあたえ、そしてその公然たる世界は、この第二の世界の可能性によってきわめて強く影響される。

(19ページへ続く)